

宮前区冒険遊び場活動支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民による宮前区冒険遊び場活動の普及と促進を図るため、その運営及び管理に関する事務手続きと活動を行う団体への支援の内容を定めるものとする。

(宮前区冒険遊び場の趣旨)

第2条 宮前区冒険遊び場（以下「冒険遊び場」という。）とは、地域の住民が主体となり、地域の公園等を活用し、「自分の責任で自由に遊ぶ」「ケガと弁当は自分持ち」「最後はキチンと元に戻す」の3点をモットーに、こどもの自由な発想を尊重した遊びを展開することで、こどもの育ちを支援する活動のことをいう。

また、冒険遊び場は、こどもの遊び場づくりを通じて地域コミュニティの活性化と公園の利用活性化を促す市民活動であり、この趣旨に賛同する者は誰でも公平に参加できるものとする。

(団体の登録)

第3条 本要綱に定める支援を受けて冒険遊び場活動を行おうとする団体は、冒険遊び場活動団体としての登録を受けるものとする。

2 前項に定める登録を受けようとする団体は、冒険遊び場活動団体登録申請書（第1号様式）を宮前区役所地域みまもり支援センター所長（以下「地域みまもり支援センター所長」という。）に提出する。

3 登録団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 団体の活動内容が前条の趣旨に合致していること。
- (2) 団体の組織や活動に関して規約等の定めがあること。
- (3) 活動の実施に必要な人数と体制が整っており、活動を継続できること。
- (4) 政治、宗教、営利を目的とする団体でないこと。

4 地域みまもり支援センター所長は申請内容を確認したうえで、冒険遊び場活動団体として登録を行うものとする。

5 地域みまもり支援センター所長は、次に掲げる場合は、登録を取り消さなければならない。

(1) 第1項の登録の申請に虚偽等があった場合

(2) 宮前区道路公園センターが、公園管理上著しく支障があると判断して行う是正指導に従わない場合

(3) 第3項の要件を満たさなくなった場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域みまもり支援センター所長が必要と認める場合

6 登録の有効期間は登録を受けた日から当該年度の末日までとし、登録の更新を希望する活動団体は、毎年度末に登録更新届出書（第2号様式）を地域みまもり支援センター所長に提出する。

7 地域みまもり支援センター所長は、登録及び更新を行った活動団体に対して冒険遊び場活動団体登録証（第3号様式）を発行するものとする。

（活動への支援）

第4条 宮前区役所は、活動団体に対して次の支援を行うことができる。

(1) 冒険遊び場に関する情報の提供

(2) 活動団体の立ち上げ時における試行実施の支援

(3) チラシやポスター等広報物作成に関する助言及び支援

(4) 地域の組織や団体に冒険遊び場開催の了解を得るための協力

(5) 冒険遊び場の開催に必要な物品等の貸出

(6) 冒険遊び場の活動手法及び人材に関する支援

(7) 活動団体同士の交流や情報交換の支援

(8) その他冒険遊び場を円滑に運営するために必要な支援

(冒険遊び場の開催)

第5条 本要綱に定める支援を受けて冒険遊び場を開催する場合は、第3条に定める団体登録のほか、道路公園センター所長による公園内行為許可を必要とする。ただし、公園緑地管理運営協議会（以下「協議会」という。）が設立されている公園で冒険遊び場を開催する場合は、協議会に開催申請を行うとともに、開催の概要を道路公園センター所長に届け出るものとする。

2 開催に先立ち、活動団体はポスターの掲示やチラシの配布等により冒険遊び場の開催について地域住民に対して適切に周知を行うものとする。

3 開催中、活動団体は会場となる公園にスタッフを常駐させ、冒険遊び場の開催及び活動区域を明示するとともに、冒険遊び場の趣旨及び責任分担について来場者に説明するものとする。

(活動団体の責務)

第6条 活動団体は、冒険遊び場開催の前後に活動区域内の安全確認を実施しなければならない。

2 活動団体は、冒険遊び場開催中、参加者及び第三者の安全確保に最善の注意を払わなければならない。

3 活動団体は、冒険遊び場終了後、活動区域を原状に復旧しなければならない。

4 活動団体は、活動に伴って発生した廃棄物を適切に処分しなければならない。

(事故への対応)

第7条 冒険遊び場の開催中、活動に伴って発生した事故については、活動団体がその責任を負うものとする。

2 開催中に事故が発生した場合は、活動団体は適切な処置を講じたのち、事故の概要及び対応の経過等について事故対応報告書(第4号様式)を作成し、

地域みまもり支援センター所長に提出しなければならない。

(宮前区冒険遊び場ネットワーク)

第8条 宮前区役所は、活動団体相互の交流と情報交換を推進するため、活動団体で構成する宮前区冒険遊び場ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を立ち上げるものとする。

2 第3条2項に定める団体登録を行った活動団体は、ネットワークに参加するものとする。

(区役所への報告)

第9条 活動団体は、登録を受けた当該年度における活動の実績について、地域みまもり支援センター所長に報告を行うものとする。

2 地域みまもり支援センター所長は、必要と認めるとき活動団体に対して報告を求めることができる。

(事務の担当)

第10条 本要綱に関する事務は、宮前区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課が処理する。

2 冒険遊び場の開催に伴う公園内行為許可及び物品等の貸出に関する事務は、宮前区道路公園センターが行う。

3 第4条に定める活動団体の支援を行う際は、宮前区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地域振興課、企画課及び宮前区道路公園センターの4課が連携してこれを行う。

(その他)

第11条 この要綱の施行に伴い必要な事項については、宮前区長が定める。

2 前項に規定する必要な事項を定めるとき、宮前区長は冒険遊び場に関する専門的な知識や経験を有する者から意見を聞くことができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

宮前区冒険遊び場活動団体登録申請書

（申請先）

宮前区役所地域みまもり支援センター所長

（申請者）

住所

氏名

次のとおり、宮前区冒険遊び場活動団体として登録することを申請します。

団体名称		
代表者	氏名	
	住所	
	電話	
活動場所		
活動日時		
活動内容		
備考	※地域組織等の了解を得た際の記録	

<添付書類> (1) 団体の規約等 (2) 団体構成員の名簿

登録更新届出書

(届出先)

宮前区役所地域みまもり支援センター所長

(届出者)

団体名

代表者

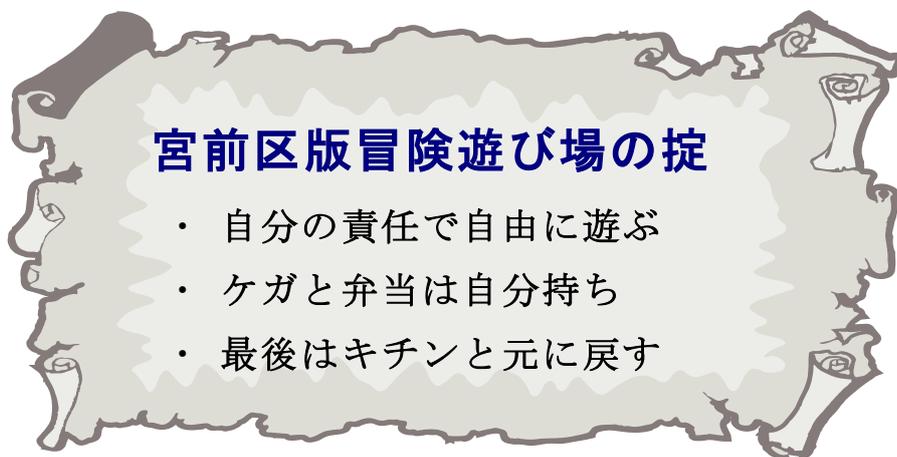
次のとおり、宮前区冒険遊び場活動団体としての登録の更新を届出ます。

次年度の活動計画	活動場所	
	活動日時	
	活動内容	
	備考	
登録情報の更新	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 代表者 氏名 _____ 住所 _____ 電話 _____ <input type="checkbox"/> 規約 ※別添 <input type="checkbox"/> 活動場所 _____ <input type="checkbox"/> 構成員 ※別添 </div>	
備考		

年度

宮前区冒険遊び場 活動団体登録証

団体名称	
活動場所	
代表者名	



標記団体は「宮前区冒険遊び場活動支援要綱」に基づき、公園内で冒険遊び場を開催する団体として所定の登録手続を行った団体であることを証します。

年 月 日

宮前区役所地域みまもり支援センター所長

第4号様式（第7条第2項）

事 故 対 応 報 告 書

発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
事故者	氏 名			
	性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
	住 所			
	電話番号			
保護者	氏 名		事故発生時	同伴・子のみ
傷病の状況	部 位			
	状 態	打撲・捻挫・裂傷・骨折・歯牙破折 その他 ()		
	処 置	消毒・止血・冷却・固定・安静・病院搬送 その他 ()		
	診 断	診断結果：全治 () ヶ月・週間・日 診療科名： 病院 科		
事故の相手	氏 名		年 齢	歳
	事故者との関係		連絡先	
発生状況及び原因				
事故者及び保護者との対応				
今後、改善すべき点				

団体名称			
記入者名		連絡先	